

○ 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年
総理府令第四十二号）
大蔵省

		改 正 案	現 行
(略)	(略)	<p>自己資本の充実の状況に係る区分</p> <p>自己資本の充実の状況に係る区分</p>	<p>（信用協同組合等の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項及び協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第五条において読み替えられた法第六条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第十二条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>
(略)	(略)	<p>自己資本の充実の状況に係る区分</p> <p>自己資本の充実の状況に係る区分</p>	<p>（信用協同組合等の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項及び協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第五条において読み替えられた法第六条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第十二条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>

第二区分		単体自己 資本比率 一パーセ ント以上 二パーセ ント未満	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する 措置に係る命令
(略)	(略)	八 (略)	七 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項各号に掲げる事業又は同法第九条の九第六項各号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業のうち同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）の縮小又は新規の取扱いの禁止
(略)	(略)	八 (略)	七 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項若しくは第八項の規定により行う事業若しくは同条第九項各号に掲げる事業又は同法第九条の九第六項各号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業のうち同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）の縮小又は新規の取扱いの禁止

第二区分		単体自己 資本比率 一パーセ ント以上 二パーセ ント未満	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する 措置に係る命令
(略)	(略)	八 (略)	七 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項若しくは第八項の規定により行う事業若しくは同条第九項各号に掲げる事業又は同法第九条の九第六項各号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業のうち同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）の縮小又は新規の取扱いの禁止
(略)	(略)	八 (略)	七 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項若しくは第八項の規定により行う事業若しくは同条第九項各号に掲げる事業又は同法第九条の九第六項各号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業のうち同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）の縮小又は新規の取扱いの禁止

省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分	自己資本の充実の状況に係る区分		
	(略)	(略)	(略)
第二区分 連結自己資本比率 一パーセント以上 二パーセント未満	連続自己資本比率 一～八 （略）	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 九 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項各号に掲げる事業又は同法第九条の九第六項各号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業のうち同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）の縮小又は新規の取扱いの禁止	命令
十 （略）			

省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分	自己資本の充実の状況に係る区分		
	(略)	(略)	(略)
第二区分 連結自己資本比率 一パーセント以上 二パーセント未満	連続自己資本比率 一～八 （略）	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 九 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項若しくは第八項の規定により行う事業若しくは同条第九項各号に掲げる事業又は同法第九条の九第六項各号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業のうち同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）の縮小又は新規の取扱いの禁止	命令
十 （略）			

